

# アスファルト舗装工事施工体制調査票

業者コード	
商号又は名称	

この調査票は、鹿児島市が発注するアスファルト舗装工事の指名の参考となる調査票です。登録で舗装工事を希望する業者で、表層工を自社施工する場合は登録申請時に必ず提出して下さい。

## 1. アスファルト舗装工事(ただし、アスファルトフィニッシャーを使用していない工事及び単価契約の工事は除く)に係る施工班体制(自社施工する場合のみ)

※「自社施工する体制」とは、オペレーター・スクリードマン・レーキマン等の技術者・技能者を有する舗装班を自社の常時雇用社員または常用作業員のみで編成できることをいう。フィニッシャー等をオペレーター付でチャーターする場合などは、下請施工に該当するため、自社施工に含まれないので記入しないこと。

編成可能な班の数	編成可能総人員内訳					計
	職長	オペレーター	スクリードマン	レーキマン	その他作業員	
(記入例) 1	1	3	1	2	4	11

### 【技術者内訳】

NO	氏名	雇用区分		土木(建設機械)施工管理技士		舗装施工管理技術者		建設法第7条2号該当者	オペレータ(運転資格等)					スクリードマン	レーキマン
		常時雇用社員	常用作業員	1級	2級	1級	2級		大型特殊	設車両系建機	ローラー	モーターダグ	アスファルトフィニッシャー		
記入例	鹿児島〇男	○		○		○			○	○	9			5	8
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計(人)															

(注) ・編成可能な班の数は、貴社独自で編成できる最大の班数を、編成可能総人員内訳にはその際の人数を記入し、その内訳を【技術者内訳】に記入すること。(実務経験年数は、アスファルト舗装工事に従事した各職種ごとに経験年数を記入すること)。  
 ・合計人数が、編成可能総人員に対応しているか確認し、16人以上いる場合は、16人目以降を別紙に記入すること。  
 ・「その他作業員」は、氏名欄と雇用区分のみ記入すること。  
 ・「舗装施工管理技術者」については、その資格証を添付すること。

## 2. 舗装機材の保有状況

※長期リースとは、1年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にある機械のみ記入すること。(年間契約をし、必要の都度、リースするような場合は除く。)

機器名	台数	
	自社所有	長期リース
アスファルトフィニッシャー		
モーターグレーダー		
タイヤローラー		
マカダムローラー		
その他ローラー(振動ローラー等)		

(注) 舗装機材の所有を証明する書類(車検証、年次点検書類等)の写し及び舗装機材が自社所有または自社で維持管理していると思われる写真等を添付すること。なお、長期リースの場合は、契約書の写しも添付すること。

